

会 議 録

□全部記録 ■要点記録

1 会議名	平成24年度第1回姫路市環境審議会
2 開催日時	平成24年5月30日（水曜日） 10時00分～10時35分
3 開催場所	姫路市防災センター5階 災害対策本部会議室
4 出席者又は欠席者名（敬称略）	<p>（出席者）中瀬勲、糴川恵司、足立昌子、家永善文、浦上文男、通山由美、西村正喜、福永明、三渡眞介、山村充</p> <p>（欠席者）有馬妙子、石井修、岩成孝、小河晶子、川崎志保、杉江他曾宏、中澤卓生、村瀬智子、山本一郎</p> <p>（事務局）副市長（市長代理） 石田哲也 環境局長 中澤賢悟 環境局 環境政策室長 寺西一 環境政策室 伊折和成、池田康政、赤羽孝彦、小村博史、三浦弥生、大西真吏 建設局 みどり整備室長 新井啓二 みどり整備室主幹 木村直行 みどり整備室 前田盛雄、岸本将弘、藤本久磨、水野智文、井上英史</p>
5 傍聴の可否及び傍聴人数	傍聴可、傍聴人なし
6 議題又は案件及び結論等	<p>1 議題</p> <p>(1) 諮問</p> <p>第1号 公害防止事業（第5期）に係る管理費の事業者負担について</p> <p>第2号 公害防止事業（第6期）に係る管理費の事業者負担について</p> <p>第3号 新姫路市環境基本計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各諮問の内容説明（中澤局長） ・質疑応答等 <p>(2) 小委員会委員の選出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諮問1号及び2号と諮問3号について、それぞれ小委員会を設け、審議を付託する ・各小委員会の委員の内訳は別紙参照
7 会議の全部内容又は進行記録	詳細については別紙参照

平成 24 年度 第 1 回姫路市環境審議会 会議録（内容）

1. 副市長挨拶
2. 新委員紹介
3. 議題

(1) 諮問

- 第 1 号 公害防止事業（第 5 期）に係る管理費の事業者負担について
- 第 2 号 公害防止事業（第 6 期）に係る管理費の事業者負担について
- 第 3 号 新姫路市環境基本計画について

(2) 諮問内容の説明

ア 諮問第 1 号・第 2 号について、浜手緑地の概要と事業費の負担についての概略説明

姫路市の臨海部は工業都市として大きく発展したが、一方で企業の生産活動に伴う大気汚染なども発生し、公害防止対策としての環境整備が必要となった。そこで、昭和 44 年から平成 13 年 3 月にかけて、第 1 期から第 6 期に分けて臨海工業地帯とその背後の住宅地を分断するための緩衝緑地が造成された。各事業区域の事業概要は資料 1 のとおり。また、現場のカラー写真等、詳細はパンフレットのとおり。

緩衝緑地は、国や地方公共団体から事業を委託された公害防止事業団（現在は独立行政法人環境再生保全機構）が都市計画法（第 59 条第 4 項）に基づく認可を受けて緩衝緑地造成事業として施工し、完成後は地方公共団体に譲渡され、都市公園として管理されるものである。姫路市に設置されている緩衝緑地は、工場の従業員や地域住民が共同で利用できる共同福祉施設として造成されたもので、公園名は「姫路市浜手緑地」と命名されている。

公害対策基本法の第 22 条において、事業者は、その事業活動による公害を防止するために国又は地方公共団体が実施する事業について、当該事業に要する費用の全部又は一部を負担すると定められた。これを受けて昭和 45 年に公害防止事業費事業者負担法が制定され、緩衝緑地の造成事業やその維持修繕を実施する場合には、事業活動が原因と認められる程度に応じて、事業者が事業費の全部又は一部を負担させることが定められた。なお、公害対策基本法は平成 5 年に廃止され、新たに環境基本法が制定されたが、公害防止事業費事業者負担法に関連する理念は受け継がれている。関連条文は資料 2 のとおり。

公害防止事業費事業者負担法の第 2 条では、事業者が費用を負担させる公害防止事業の種類を政令で定めるとされており、政令で「大気汚染による被害を防止するために設置する緑地」、すなわち緩衝緑地が対象になることが明記されている。法第 6 条では、公害防止事業を実施するときには審議会の意見を聞いて、「公害防止事業の種類、費用を負担させる事業者を定める基準、公害防止事業費の額、負担総額及びその算定基礎」を費用負担計画に定めることが示されており、また費用負担計画を定めたときには遅滞なく要旨を公表しなければならないと定められている。法第 9 条では、

費用を負担させる各事業者に負担金額等必要な事項を通知することが定められている。このように、浜手緑地の管理費は、公害防止事業費事業者負担法等を根拠とし、環境審議会のご意見を踏まえて策定した費用負担計画に基づき、関係事業者が一部を負担している。なお、公害防止事業費事業者負担法の概要は資料3のとおり。

また、平成元年の環境審議会において、造成負担金の償還期限が20年であることになり管理費の負担期間も20年と定めた。そのため、第1期～第4期事業区域については20年間の負担期間が終了したため、現在の管理費は全額市が負担している。平成5年度に完成した第5期事業区域は平成25年度まで、平成12年度に完成した第6期事業区域は平成32年度まで管理費を事業者が負担する予定となっているため、本日の諮問は第5期、第6期の区域について諮問している。

なお、平成21年度に開催した環境審議会では、第5期・第6期事業区域に係る平成22年度から24年度までの3年間の管理費の事業者負担について、費用負担計画策定に必要な事項を諮問し、答申を得た。諮問書と答申書の写しは資料4のとおり。これに基づき作成した費用負担計画は資料5のとおり。具体的には第5期区間で10社、第6期区間で9社が計画に該当する事業所となり、燃料・原料の使用量等に基づき算出した負担割合により、各事業所が負担をしている。

本日の環境審議会では、平成25年度以降の費用負担計画策定に必要な事項を諮問する。

イ 諮問第3号「新姫路市環境基本計画について」に関する概略説明

本市では、平成13年に「姫路の環境をみんなで守り育てる条例」を制定し、環境の保全と創造に関する基本理念を掲げるとともに、当条例の制定を受け、本市の環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、姫路市環境基本計画を策定した。また、19年度には、市町合併等の社会情勢の変化を踏まえて、計画の改訂を行っている。本計画が今年度で計画期間の最終年度を迎えることから、来年度以降、本市が環境に関する施策を総合的、計画的に推進するための指針となる新たな計画を策定するもの。

現行の環境基本計画の概要は資料1のとおり。現行の計画では、「2 計画の基本的事項」のとおり、計画の役割として

- ・環境の保全と創造に関する施策を中長期的な観点から総合的かつ計画的に推進するもの
- ・他の計画の策定及び施策の実施に際し、環境面において整合が図られるべき計画
- ・市民生活や事業活動に際し、環境面において尊重されるべき基本的な指針を定めている。

計画の対象範囲として、大気・水環境をはじめ、自然環境や地球環境などを設定し、対象地域は姫路市全域としている。計画の期間は、平成13年度から24年度の12年間となっている。

「3 計画の目指すもの」では、環境像と5つの基本目標を掲げ、各種施策に取り組んでいるところである。施策の内容等の詳細はパンフレットのとおりに。

計画策定以後の環境問題を取り巻く主な動きは資料2のとおり。2005年に各

国に法的拘束力のある温室効果ガスの削減目標を設定する京都議定書が発効され、京都議定書の第一約束期間が開始する2008年には、法的措置により京都議定書の6%削減目標の達成を確実にするため、地球温暖化対策推進法が改正された。2010年には、生物多様性国家戦略2010の閣議決定や生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が名古屋で開催されるなど、生物多様性が注目を集めた。昨年の2011年には、太陽光発電等で発電した電気を電気事業者に、一定の期間、固定価格で買い取ることを義務づける固定価格買取制度を定めた再生可能エネルギー法が制定されるなど、エネルギー政策を取り巻く環境は目まぐるしく変わっている。

新環境基本計画の策定に向けての体制等は資料3のとおり。新環境基本計画の策定・実施にあたっては、環境施策が広範多岐にわたるうえ、地球温暖化対策実行計画や緑の基本計画等の関連施策との連携など、多くの関係者との調整を図り、計画の策定・実施を円滑に行うための体制を整える必要がある。そこで、本審議会では調査・審議を行うほか、地球温暖化対策実行計画推進協議会との連携を図りながら策定作業を進めていく。庁内体制として、環境基本計画推進本部の中に環境施策と関わりの深い部署からなる環境基本計画特別部会を設置する。また、市民等の意見を反映させるため、市民意識調査やパブリック・コメントの募集を実施する。

本日の環境審議会では、新たな環境基本計画の策定に必要な事項を諮問する。

(3) 質疑応答

委員：地球温暖化対策実行計画の計画年数（短期目標）は2、3年で中途半端な感じだった。新環境基本計画は、計画年数は10年くらいになるのか。

事務局：総合計画「ふるさと・ひめじプラン2020」と連動を図るため、平成25年度から平成32年度までの8年間としたい。

(4) 審議の進め方について

小委員会を設置して審議を付託する。

すべての委員は、いずれかの委員会に属する。

各委員会の委員長は審議結果を審議会に報告する。

ア 諮問第1号、第2号に係る小委員会

名称：浜手緑地委員会

委員長：家永善文

委員：岩成孝、浦上文男、通山由美、中澤卓生、西村正喜、三渡眞介、村瀬智子、山本一郎

イ 諮問第3号に係る小委員会

名称：環境基本計画委員会

委員長：山村充

委員：足立昌子、有馬妙子、石井修、小河晶子、川崎志保、杉江他曾宏、糺川恵司、中瀬勲、福永明